

令和5年6月8日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人大阪府医師会

オンライン資格確認等 運用時のヘルプガイドについて
(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」に掲載されている「オンライン資格確認 運用時のヘルプガイド（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）」が令和5年6月2日に別添のとおり改訂されています。

資格確認が「無効」と表示された場合における医療機関の対処方法【例】として、「マイナンバーカードの券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で、訂正の必要がある場合には、所要の手続きを行っていただくことが考えられます。※患者が健康保険証または保険者の証明書等を持参している場合は、健康保険証等を確認し患者の自己負担分を受領することも可能です。」

とされております。

（オンライン資格確認等システム運用マニュアル（令和5年6月2日 2.40版）には、上記の記載にあわせて、「※健康保険証を忘れた際に、各病院・診療所で異なる運用を実施している場合は、そちらを優先することも可能です。」と記載されています。）

詳細はオンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」に掲載されております。

○医療機関等向けポータルサイト

「医療機関・薬局の運用について知りたい方はこちら」

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-13.html>



○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」の「オンライン資格確認 運用時のヘルプガイド」

https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/docs/unyou_helpguide.pdf

○病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル_2.40版

https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/download/docs/unyou_manual.pdf

本件については、6月発行の社会保険通報に掲載する予定です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

◇「オンライン資格確認 運用時のヘルプガイド（厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）」

1. 資格確認結果に疑義が生じた場合の対応 ② 資格確認が「無効」や「該当資格なし」と表示された場合の対応																	
イレギュラーケース	医療機関・薬局での対処方法																
資格確認が「無効」や「該当資格なし」と表示された場合	● 下記、資格確認結果のケースと対処方法例をご参照ください。																
<p>資格確認結果のケースと対処方法例 ※表示の例は、レセコンにより異なりますので、各医療機関・薬局で実際の表示をご確認下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格確認結果</th> <th>表示の例</th> <th>資格の状態</th> <th>医療機関・薬局での対処方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「無効（資格喪失）」 の場合</td> <td>「現在無効の保険です」 「資格喪失」 「資格が無効でした」</td> <td>マイナンバーカード、健康保険証情報による資格確認で、直近で資格を喪失している場合は、「無効」の旨が表示されます。 その時点の資格もしくは照会した資格情報は喪失していますが、新しい保険者のデータ登録が間に合っていないことにより、最新の資格情報がある場合もあります。 ※健康保険証情報による資格確認の場合、照会した資格が喪失していることとなります。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で、訂正の必要がある場合には、所要の手続きを行っていただくことが考えられます。 ※患者が健康保険証または保険者の証明書等を持参している場合は、健康保険証等を確認し患者の自己負担分を受領することも可能です。 </td> </tr> <tr> <td>照会した資格は喪失しているが、新しい資格がある場合</td> <td>「現在無効の保険です。新しい保険があるので確認してください」 「無効（新しい資格あり）」</td> <td>健康保険証情報による資格確認で、照会した資格が無効でも、オンライン資格確認等システム上でその時点で有効な資格が存在する場合には、「無効（新しい資格あり）」というように表示されます。 照会した資格情報は喪失していますが、最新の資格情報がある状態です。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書が提示されない場合は、医療機関・薬局の判断により健康保険証を忘れた際の取り扱いとしてください。 </td> </tr> <tr> <td>「該当資格なし」 の場合</td> <td>「該当する保険がありません」 「該当資格なし」</td> <td>健康保険証情報による資格確認では、照会情報の入力誤りや新しい保険者のデータ登録が間に合っていない、個人番号が未登録などの理由により、「該当資格無し」の旨が表示されます。 マイナンバーカードによる資格確認では、ごく一部において保険者による登録が遅れていることにより「該当資格無し」の旨が表示されます。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 入力誤りが無いことをご確認ください。 健康保険証、又は、保険者の証明書を提示してもらい、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 患者の所有する健康保険証等に記載された資格情報、その健康保険証等の交付年月日等を確認してください。 </td> </tr> </tbody> </table>		資格確認結果	表示の例	資格の状態	医療機関・薬局での対処方法	「無効（資格喪失）」 の場合	「現在無効の保険です」 「資格喪失」 「資格が無効でした」	マイナンバーカード、健康保険証情報による資格確認で、直近で資格を喪失している場合は、「無効」の旨が表示されます。 その時点の資格もしくは照会した資格情報は喪失していますが、新しい保険者のデータ登録が間に合っていないことにより、最新の資格情報がある場合もあります。 ※健康保険証情報による資格確認の場合、照会した資格が喪失していることとなります。	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で、訂正の必要がある場合には、所要の手続きを行っていただくことが考えられます。 ※患者が健康保険証または保険者の証明書等を持参している場合は、健康保険証等を確認し患者の自己負担分を受領することも可能です。 	照会した資格は喪失しているが、新しい資格がある場合	「現在無効の保険です。新しい保険があるので確認してください」 「無効（新しい資格あり）」	健康保険証情報による資格確認で、照会した資格が無効でも、オンライン資格確認等システム上でその時点で有効な資格が存在する場合には、「無効（新しい資格あり）」というように表示されます。 照会した資格情報は喪失していますが、最新の資格情報がある状態です。	<ul style="list-style-type: none"> 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書が提示されない場合は、医療機関・薬局の判断により健康保険証を忘れた際の取り扱いとしてください。 	「該当資格なし」 の場合	「該当する保険がありません」 「該当資格なし」	健康保険証情報による資格確認では、 照会情報の入力誤りや新しい保険者のデータ登録が間に合っていない、個人番号が未登録 などの理由により、「該当資格無し」の旨が表示されます。 マイナンバーカードによる資格確認では、ごく一部において保険者による登録が遅れていることにより「該当資格無し」の旨が表示されます。	<ul style="list-style-type: none"> 入力誤りが無いことをご確認ください。 健康保険証、又は、保険者の証明書を提示してもらい、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 患者の所有する健康保険証等に記載された資格情報、その健康保険証等の交付年月日等を確認してください。
資格確認結果	表示の例	資格の状態	医療機関・薬局での対処方法														
「無効（資格喪失）」 の場合	「現在無効の保険です」 「資格喪失」 「資格が無効でした」	マイナンバーカード、健康保険証情報による資格確認で、直近で資格を喪失している場合は、「無効」の旨が表示されます。 その時点の資格もしくは照会した資格情報は喪失していますが、新しい保険者のデータ登録が間に合っていないことにより、最新の資格情報がある場合もあります。 ※健康保険証情報による資格確認の場合、照会した資格が喪失していることとなります。	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で、訂正の必要がある場合には、所要の手続きを行っていただくことが考えられます。 ※患者が健康保険証または保険者の証明書等を持参している場合は、健康保険証等を確認し患者の自己負担分を受領することも可能です。 														
照会した資格は喪失しているが、新しい資格がある場合	「現在無効の保険です。新しい保険があるので確認してください」 「無効（新しい資格あり）」	健康保険証情報による資格確認で、照会した資格が無効でも、オンライン資格確認等システム上でその時点で有効な資格が存在する場合には、「無効（新しい資格あり）」というように表示されます。 照会した資格情報は喪失していますが、最新の資格情報がある状態です。	<ul style="list-style-type: none"> 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 新資格の健康保険証、又は、保険者の証明書が提示されない場合は、医療機関・薬局の判断により健康保険証を忘れた際の取り扱いとしてください。 														
「該当資格なし」 の場合	「該当する保険がありません」 「該当資格なし」	健康保険証情報による資格確認では、 照会情報の入力誤りや新しい保険者のデータ登録が間に合っていない、個人番号が未登録 などの理由により、「該当資格無し」の旨が表示されます。 マイナンバーカードによる資格確認では、ごく一部において保険者による登録が遅れていることにより「該当資格無し」の旨が表示されます。	<ul style="list-style-type: none"> 入力誤りが無いことをご確認ください。 健康保険証、又は、保険者の証明書を提示してもらい、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。 患者の所有する健康保険証等に記載された資格情報、その健康保険証等の交付年月日等を確認してください。 														

◇オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

「オンライン資格確認等コールセンター」：0800-0804583（通話無料）